

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
平成 30 年 6 月 27 日	
愛 知 県 知 事 殿	
提出者	
住 所 名古屋市港区船見町 1 番地 8 6	
氏 名 株式会社ダイセキ環境ソリューション	
代表取締役 二宮 利彦	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0 5 2 - 6 1 - 6 3 5	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	株式会社ダイセキ環境ソリューション 弥富リサイクルセンター
事業場の所在 地	愛知県弥富市楠三丁目 24-2
計画期 間	平成 3 0 年 4 月 1 日 から 平成 3 1 年 3 月 3 1 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	99 分類不能の産業（汚染土壌処理業）
②事業の規 模	売上高：1 3，4 6 4 百万円
③従業員 数	5 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 1 の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙 2 の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度 (年度) 実績】

産業廃棄物の種類

排出 量

t

t

(これまでに実施した取組)

別紙 3 の通り

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類

排出 量

t

t

(今後実施する予定の取組)

別紙 3 の通り

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 土壌からのゴミは汚れの付着や風化等が著しく分別しても効果は低い ため、混合廃棄物として分別して委託処理している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・土の付着等を取り除いて少しでも減量化に努める。 ・フレコンの廃プラスチックは継続して別に分別回収する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) —		

	②計画	【目標】	
		産業廃棄物の種類	—
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t
		(今後実施する予定の取組)	

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託 量	t	t
	優良認定処理業者へ の	t	t

			処理委託 量		
			再生利用業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	t	t
			認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託 量	t	t
		(これまでに実施した取組)			
別紙 4 の通り					

(第 5 面)

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託 量		t		t
	優良認定処理業者への処 理委託 量		t		t
	再生利用者への 処理委託 量		t		t
	認定熱回収業者への 処理委託 量		t		t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量		t		t
	(今後実施する予定の取組)				
	別紙 4 の通り				

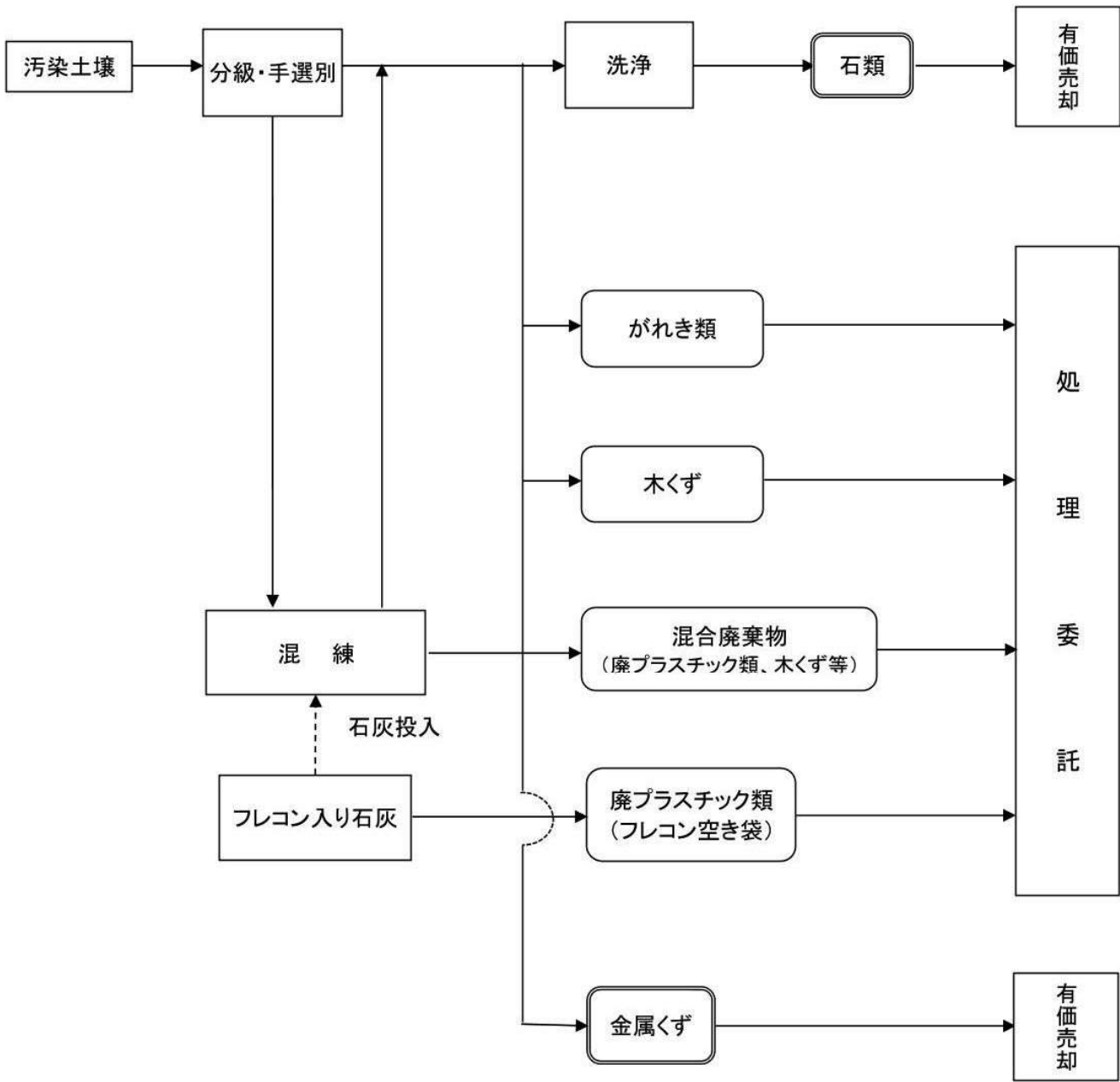
※事務処理欄		

(第6面)

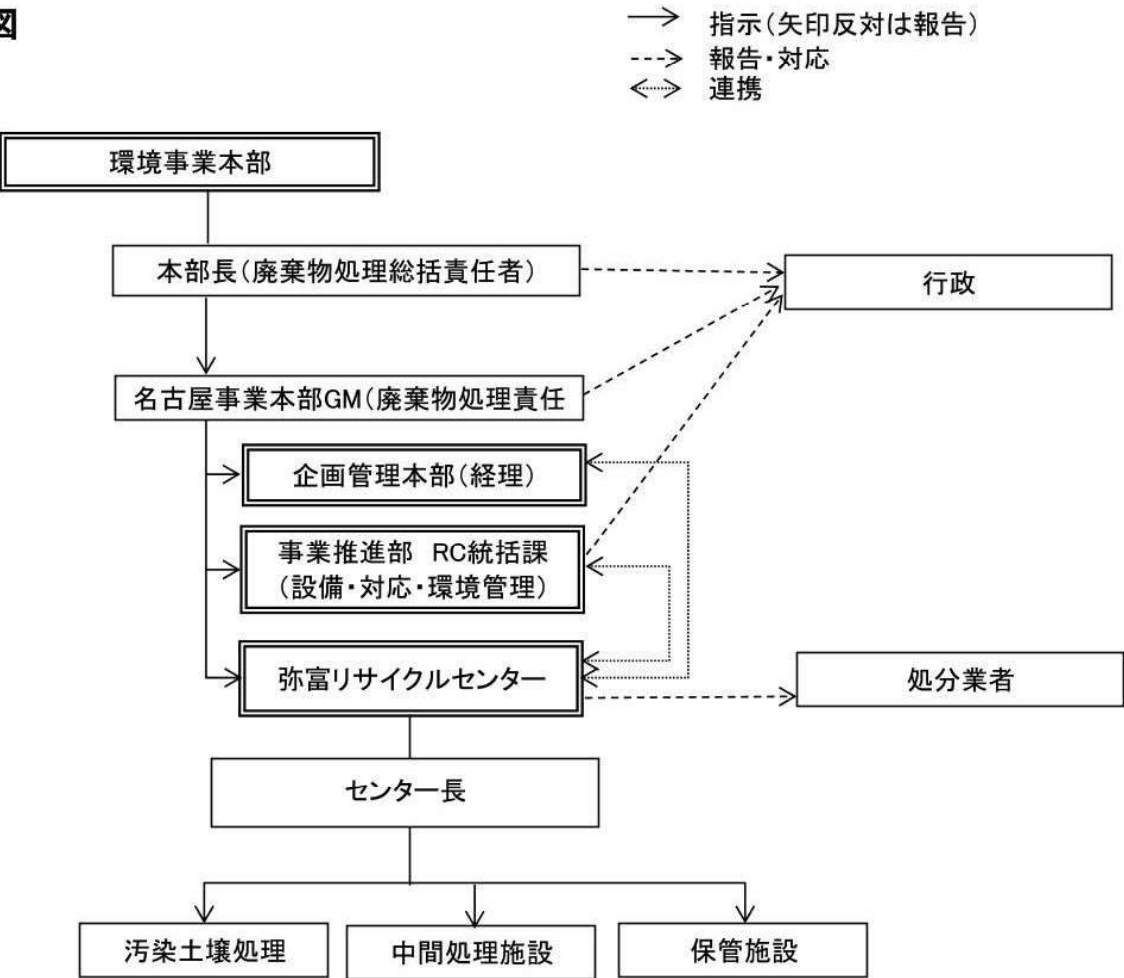
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物発生工程フロー



社内組織図



各部署の役割

部署	役割
環境事業本部	・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿の作成 ・産業廃棄物の資源化・減量化および適正処理のための計画、組織構築、統括管理 ・処理委託業者との契約の締結、現地確認等 ・センター内巡視 ・マニフェストの管理 ・各部門間の調整、指示 ・行政に対する報告等
弥富リサイクルセンター	・産業廃棄物の種類、性状、発生量および排出量の把握 ・センター内での施設、設備、機器の維持管理点検の実施 ・保管施設での保管量の把握、記録 ・産業廃棄物の減量化対策の実施、適正処理の実施 ・産業廃棄物の適正処理に関して各部門との連携 ・処理業者への依頼、連絡等
企画管理本部(経理)	・産業廃棄物の処理費用の産出 ・支払い、請求関係 ・各部門への報告
事業推進部 RC統括課(設備・対応・環境管理)	・設備面の検討、工事業者との打合せ等 ・処理技術の検討、連絡 ・報告・届出等の行政対応 ・環境管理全般

別紙3

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	産業廃棄物の 種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物
前年度29年度実績	排出量	7606 t	28 t	8 t	19 t
平成30年度 目標	排出量	7600 t	25 t	8 t	16 t

(これまでに実施した取組)

- ・汚染土壌を分級して出た大塊のうち、自然石についてはもともと土壌という概念から洗浄施設で洗浄し、分析確認後に一部を埋め戻し材（土木建築資材）として再利用している。これによって、がれき類の発生量を抑制している。
- ・土壌からのゴミは汚れの付着や風化等が著しく分別しても効果は低いため、木くず、混合廃棄物として分別して委託処理している。
- ・フレコンの廃プラスチックは継続して別に分別回収する。

(今後実施する予定の取組)

- ・当社の産業廃棄物の発生量は、汚染土壌の入荷土量中の混入状況で決まり、今後の発生量は予測できないため、目標は昨年同量程度とした。
- ・分別をきちんとし再生利用を促進し、付着した土をできるだけ落とし減量に努める。
- ・フレコン（廃プラ発生源）での資材の搬入量をさらに減らすように努める。

別紙 4

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

前年度（平成 29 年度 実績）				
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物
全 処 理 委 託 量	7606 t	28 t	8 t	19 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—
再生利用業者への 処 理 委 託 量	7606 t	28 t	8 t	19 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—
定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—

（これまでに実施した取組）

現在、がれき類の再生利用は破碎によって路盤材等へ再生利用する業者に委託処理している。

廃プラスチック類は、資材の所要済みフレコンバックだけ別に回収して再生利用しやすくし、委託業者によって熔融処理されて 100%再生利用される。

平成 30 年度 目標				
産業廃棄物の種類	がれき類	木くず	廃プラスチック類	混合廃棄物
全 処 理 委 託 量	7600 t	25 t	8 t	16 t
優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—
再生利用業者への 処 理 委 託 量	7600 t	25 t	8 t	16 t
認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—
定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	—	—	—	—

（今後実施する予定の取組）

分別を徹底して、再生可能なものは再生利用業者へ委託して再生利用の割合を高くする。